

議案第 2 2 号

三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町商業施設等立地促進条例（平成28年3月三宅町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年 3月 2日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例

三宅町商業施設等立地促進条例（平成28年3月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「三宅町水道給水条例(昭和42年三宅町条例第16号)第10条」を「磯城郡水道企業団給水条例(令和4年磯城郡水道企業団条例第25号)第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町商業施設等立地促進条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件) 第4条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 前条第1項第2号から第7号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の企業立地奨励金の交付を受ける者であってそれぞれ次の各号の要件に該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) (略) (4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、<u>磯城郡水道企業団給水条例(令和4年磯城郡水道企業団条例第25号)第5条</u>の規定による給水装置の新設(口径の変更を含む。)の承認を受け、現に水道を使用しているもの (5)～(6) (略) 3 (略) 	<p>(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件) 第4条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 前条第1項第2号から第7号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の企業立地奨励金の交付を受ける者であってそれぞれ次の各号の要件に該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) (略) (4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、<u>三宅町水道給水条例(昭和42年三宅町条例第16号)第10条</u>の規定による給水装置の新設(口径の変更を含む。)の承認を受け、現に水道を使用しているもの (5)～(6) (略) 3 (略)